

5. 集落営農組織に対する課税の取扱い



集落営農組織に対する課税の取扱いは、どのようになりますか。



集落営農組織の運営実態等に基づき、税務上「任意組合」か「人格のない社団」に分けられますが、県内の集落営農組織のほとんどは任意組合となっています。税務上、人格のない社団に該当するかどうかは、集落営農組織の運営実態等に基づき、個々に判断されます。例えば、集落営農組織で、構成員外からの受託を広く受けているような場合や構成員でありながら、全く作業に従事していない者が多いような場合は構成員による共同事業性が曖昧になり、人格のない社団と見なされるケースがあります。

下記のように任意組合と人格のない社団では、課税上の取り扱いが異なり、構成員への利益配分や税務申告の方法が異なります。このため、集落営農組織の運営管理にあたっては、こうした税務上の取り扱いの違いに留意する必要があります。

《任意組合の場合》構成員課税（構成員が個々に所得税等を申告）

任意組合は、民法に基づく組合で、複数の当事者が出資して共同事業を営む組織です。税務上、任意組合の利益は全て構成委に配分し、構成員が自分の農業経営と合わせ、所得税の申告を行います。つまり、任意組合では単年度ごとに利益の配分を行い、組合として利益を内部留保することはできません

《人格のない社団の場合》団体課税（組織として法人税等を申告）

人格なき社団は、法人格を有しませんが、法人に準じた組織として「一定のルールの下に構成員の個性を超越した」組織で、税務上は法人と同等に扱われます。

【任意組合と人格のない社団の比較】

	任意組合	人格のない社団
性格	構成員の共同事業体	社会的に独立した団体
加入脱退	構成員の加入脱退を前提としない。 加入は原則として全員の同意が必要	構成員の加入脱退を予定した組織 加入脱退は比較的自由
業務執行	各組合員が直接、業務執行権を有する 一部の組合員（役員）に委任も可	代表的機関が執行
課税	構成員課税	団体課税（法人とみなす）
会計期間	組合で定めた期間 構成員の申告も考えると暦年が一般的	団体が定めた期間(税務署に届出)

【任意組合として認められるためのポイント】

利益を構成員へ全て配分し、構成員で適正に税務申告を行う。
任意組合の条件に合った規約・加入申込書を整備し、運営方法を整える。
構成員は、共同事業としての性格上、集落営農の範囲の地区の農業者に限定する。
加入脱退について、任意組合は構成員の加入脱退を前提としておらず、構成員間の持分等の継承を義務づけるなど、加入脱退を事実上制限する。
総会の議決は、総会出席者の過半ではなく、組合員総数の過半とする。

6. 集落営農での協業経営のメリット



集落営農での協業経営のメリットは何がありますか？



協業経営には、次のようなメリットがあるといわれています。協業経営は任意組織でもできますが、継続的な経営のためには法人化を目指す必要があります。



機械利用の効率化が図られた

機械作業は、ほ場からほ場への連続作業が可能のため、移動のロスが無く、機械の能力を十分に発揮できるため、短時間に多くの作業が可能になります。

乾燥調製作業では個人別に仕訳をする必要が無く、全ての乾燥機を満杯で運転し、籾すり作業も連続作業が可能となります。



栽培管理の効率化も図られた

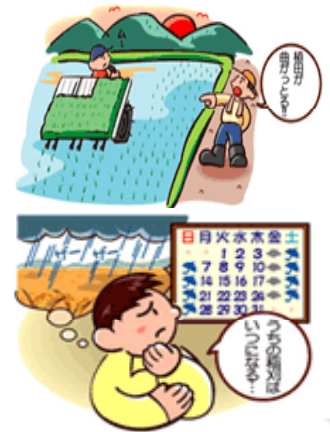
個別経営では個々の耕作地の範囲で生産調整をせざるを得ないことから、稲作に適した水田が転作され条件の悪い水田に稲が植えられるといった矛盾が生じていました。しかし、集落法人では農地の利用設計が自由なため、最も収益を確保するための農地利用を行うことができます。

また、水系毎の水管理をすることにより水稻栽培では品種別に計画的な作付が可能となり、転作作物の栽培も排水対策が容易になります。

オペレーター作業への不満が解消された

任意組織では、オペレーターの作業に対して、注文や不満が出されることが多く、余分な作業や必要以上に丁寧な作業をして作業能率の低下を招く原因となっています。法人では作業の精度が直接個人の経営に関係がないため、農地の所有者から不満が出ることはありませんし、収益に影響しなければ作業能率を優先しても問題になりません。

特に収穫作業では、天候等による作業の遅れが、米の品質低下や収量低下に直接影響します。したがって、機械の共同利用の場合、作業の実施時期による不公平が生じる場合があります。法人の経営では、法人としての収益減は免れませんが、農家間の不公平の問題は生じません。



全員の力で有利な経営が展開できる



集落の中には兼業等で身につけたプロ的な技術、専門的な知識を有している人材が必ずいるものです(経理事務、情報管理、機械等の修理、土木作業用機械の運転など)。こうした人材の技術や知識を経営に活用することにより、有利な経営が展開できます。

また、作業能率の大幅な向上によって生じる余剰労働力を活用し、野菜・花きなど高収益作物の生産や農産加工への取組みなどが可能で、集落全体の所得向上が図られます。



7. 島根県における協業経営型集落営農のモデル



島根県ではどのような協業経営型の集落営農が考えられますか？



農業技術センター技術普及部で、県内10箇所の協業経営型の集落営農組織の事例を調査した結果、平坦地域と中山間地域で次のような営農モデルが考えられました。

島根県における地帯別協業経営モデル（17年度農業普及員調査研究より）

	平坦地域	中山間地域
1. 組織形態	<p>任意協業型（任意組合での協業経営）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合名での出荷と支出による経理の一元化を実施。 ・ ほ場整備を契機とする場合が多く、任意組合で協業を始め、その後、法人に移行。 	<p>法人協業型。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化後に利用権設定による協業経営を実施。 ・ 任意組合で共同利用や作業受託を数年間実施し、法人化で協業経営を実施。
2. 構成員	<p>構成員の範囲は数集落。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落にこだわらず面的なまとまりを重視。 ・ ほ場整備区域を範囲とする場合など。 	<p>構成員の範囲は原則として1集落。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1集落の規模が小さい場合は数集落単位とする。
3. 役員体制、組織運営体制	<p>役員数は5～10名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加農家数が比較的多いため、参加農家の意見を集約するためにはある程度役員の数が必要。 ・ 法人の場合は、農業生産法人の役員要件に留意が必要。 	<p>役員数は5～7名程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加農家の意見を集約するためにはある程度役員の数が必要だが、多くなりすぎないように留意する。 ・ 法人の場合は、農業生産法人の役員要件に留意が必要。
4. 経営内容	<p>経営面積は水稲を中心に25～30ha。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上が2千万以上の規模が一般的。経営内容は水稲＋転作（麦、大豆等）。 ・ 現状は水稲に依存した経営内容となっているが、将来的には施設園芸や果樹等の高収益部門への取組が必要。機械装備は中～大型機械体系（2セット）。 	<p>経営面積は水稲を中心に10～15ha。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上が1千万以上の規模が必要。水稲＋転作（大豆、そば等）。 ・ 現状は水稲に依存した経営内容となっているが、将来的には加工や園芸等の多角化への取組が必要。機械装備は中型機械体系（1セット）。
5. 作業体制、方法	<p>基幹作業は出役＋専任方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出役方式を基本とするが、ある程度専任的なオペレーターが必要。補助作業は出役方式。 ・ 作業計画に基づく出役で実施。 	<p>基幹作業は出役＋専任方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出役方式を基本とするが、ある程度専任的なオペレーターが必要。補助作業は出役方式。 ・ 作業計画に基づく出役で実施。
6. 収益の配分方法	<p>プール計算面積配分方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業労賃を経費として支払い、収益を組合員の作付面積（営農組合への参加面積）に応じ配分。 ・ 原則として面積当たりの配分単価は同じ。 	<p>個別管理傾斜配分方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔管理や水管理等のほ場管理は構成員（地権者）に委託。 ・ ほ場管理は構成員ごとに管理し、収量や品質に応じた配分を実施。 ・ 収益は収量等によって傾斜配分され、面積当たりの配分単価一律でない。